

通勤手当の非課税限度額改定への対応(給与入力)

本年10月20日に施行された「通勤手当の非課税限度額引上げ」について、PBシステムではプログラム対応を「給与入力」と「年末調整」の2回に分けて実施いたします。

この書では11月5日にメンテナンス実施予定の「給与入力」に関する対応手順をご案内いたします。

1 給与入力における変更点

自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当について、非課税限度額が引き上げられました。

施行日は平成26年10月20日ですが、4月1日以後に支払われるべき通勤手当についても適用されます。

<https://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm> (国税庁)

片道の通勤距離	改定後の非課税限度額	(改定前)
5.5 km 以上	31,600 円	(24,500 円)
4.5 km 以上 5.5 km 未満	28,000 円	
3.5 km 以上 4.5 km 未満	24,400 円	(20,900 円)
2.5 km 以上 3.5 km 未満	18,700 円	(16,100 円)
1.5 km 以上 2.5 km 未満	12,900 円	(11,300 円)
1.0 km 以上 1.5 km 未満	7,100 円	(6,500 円)
2 km 以上 1.0 km 未満	4,200 円	(4,100 円)
2 km 未満	0 円	(0 円)

PBシステムにおいては、社員設定の通勤手当を〔通勤区分③ 自転車・自動車等〕と設定している社員データが変更の対象となります。

通勤手当一覧

社員番号	社員氏名	通勤区分	支給 間隔	支給月	片道通勤距離(km)	支給額	非課税通勤費	課税通勤費	月額上限
000004	綾瀬 晴香	通勤手当 ③ 自転車・自動車等	1ヶ月	1月	2 Km以上 ~ 10Km未満	5,000	4,100	900	

通勤手当の非課税限度額改定への対応(給与入力)

2

11/5 メンテナンスの内容

通勤費非課税限度額

11/5 実施のメンテナンスでは [メンテナンス] - [給与情報] タブ内の [通勤費非課税限度額] が更新されます。

各会社データの社員設定 [通勤手当] は自動的に更新されませんのでご注意ください。

適用年月日 平成26年04月01日 以降

区 分	非課税限度額
交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	100,000
交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	100,000
交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	100,000

自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

片道通勤距離				非課税限度額
0	Km以上～	2	Km未満	0
2	Km以上～	10	Km未満	4,200
10	Km以上～	15	Km未満	7,100
15	Km以上～	25	Km未満	12,900
25	Km以上～	35	Km未満	18,700
35	Km以上～	45	Km未満	24,400
45	Km以上～	55	Km未満	28,000
55	Km以上～	999	Km未満	31,800

<ご確認ください>

各会社データに最新の非課税限度額を適用させるためには、社員設定で次ページ掲載の「非課税限度額の再計算」を実行する必要があります。

通勤手当の非課税限度額改定への対応(給与入力)

3

非課税限度額の再計算(社員設定)

通勤手当一覧

社員番号 社員氏名	通勤費区分	支給 間隔	支給月	片道通勤距離(km)	支給額	非課税通勤費	課税通勤費	月額上限
000004 綾瀬 晴香	通勤手当 ①							
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③	自転車・自動車等	1ヶ月	1月	2 Km以上～10Km未満	5,000	4,100	900
000006 日暮 里美	通勤手当 ①	交通機関等	1ヶ月	1月		8,540	8,540	0
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③							
000007 千駄木 遼	通勤手当 ①	交通機関等				2,300	12,300	0
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③							
000008 根津 俊輔	通勤手当 ①	交通機関等				9,870	9,870	0
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③							
000009	通勤手当 ①	支給しない						
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③							

11/5 のメンテナンスを取得すると [通勤手当一覧] の画面左上に【再計算】ボタンが追加されます。

①から④の手順で非課税限度額の再計算を行って下さい。

- ① [再計算] をクリック
- ② 確認ダイアログに対し [はい] をクリック (最新の非課税限度額が設定されます)
- ③ 新規区分=55km など距離の再設定や、支給額の変更がある場合は手動で作業
- ④ [F2 登録] をクリック



社員番号 社員氏名	通勤費区分	支給 間隔	支給月	片道通勤距離(km)	支給額	非課税通勤費	課税通勤費	月額上限
000004 綾瀬 晴香	通勤手当 ①							
	通勤手当 ②							
	通勤手当 ③	自転車・自動車等	1ヶ月	1月	2 Km以上～10Km未満	5,000	4,200	800

この再計算作業後に入力する給与データから、新しい非課税限度額が適用されます。既に登録済みの給与データには適用されません(給与データの再集計をすると適用されます)。

通勤手当の非課税限度額改定への対応(給与入力)

4

改定対応の注意点

通勤手当一覧

社員情報設定(一人別)

社員番号	社員氏名	通勤費区分	支給間隔	支給月	片道通勤距離(km)	支給額	非課税通勤費	課税通勤費	月額上限
000004	綾瀬 晴香	通勤手当							
		①							
		②							

「通勤手当③」を使用する社員がいない会社データでは[再計算]を実行する必要はありません(実行した場合においてもデータに影響はありません)。

なお1度[再計算]を実行すると従前の非課税限度額に戻すことはできません。

◇既存の「支給額」や「片道通勤距離(km)」などの各項目を変更した場合

◇新規に「片道通勤距離(km)」を設定した場合

上記の場合は、[再計算]実行の有無にかかわらず、該当社員の通勤手当に新しい非課税限度額が設定されます。

給与データ入力

勤怠情報	支給情報	支給単価情報
所定勤務日数 20.0	基本給(月給) 235,000	支給項目 回数 単価
出勤日数① 20.0	インセンティブ 17,000	インセンティブ 85.0 200
出勤日数② 0.0	法定時間外1 平日深夜 休日労働 休日深夜	
出勤日数③ 0.0	28,067 3,678 8,667 0	
有給休暇日数 0.0	欠勤控除 遅刻早退控除	課税支給額 298,032
公休日数 0.0	通勤手当 5,000	非課税支給額 4,200
欠勤日数 0.0		支給額合計 302,232
休日出勤日数		
代替休暇日数		
勤務時間①	通勤 非課税通勤費 4,200 課税通勤費 800	
勤務時間②		

通勤手当一覧の[再計算]などで設定された新しい非課税限度額は、その設定が行われた以降に入力する給与データで適用されます。

何らかの事情により、本年1月~3月の給与データをさかのぼって入力する場合にも新しい非課税限度額が適用されますのでご注意ください。

通勤手当一覧の再計算前に登録していた給与データに新しい非課税限度額を適用させる場合は、給与データ入力画面の左上[再集計]を実行して下さい。